## 各戸検針及び料金徴収に関する契約書

収入印紙

宮崎市(以下「甲」という。)と、

(以下「乙」という。)は宮崎市水道事業給水条例第17条第2項ただし書きの定め及び集合住宅等の各戸検針及び料金徴収の実施に関する要綱に基づき、乙の申請に係る集合住宅等の各戸検針及び料金徴収の実施について次のとおり契約を締結する。

- 第1条 甲は、乙の所有する集合住宅等の給水設備が「受水槽以下の給水設備に関する指導要綱」又は「宮崎市給水装置の構造、材質、工事上の条件、検査等に関する基準の特例」に適合する場合において各戸メーターを取付けるものとする。
- 2 乙は甲が貸与したメーターについては善良な管理者の注意をもって管理し、検針及び維持管理に支障のないようにしなければならない。
- 3 乙が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害 額を賠償しなければならない。
- 第2条 甲は、各戸メーターを検針し、各戸に料金徴収を実施するものとする。
- 2 乙は、入居者の料金徴収方法について、甲が推進する口座振替徴収に協力しなければ ならない。
- 第3条 乙は、入居者の転入、転出時において給水の開始及び閉栓等の手続きの指導を 行い、入居者に未納料金があるときは、甲が行う滞納整理に協力するものとする。
- 第4条 受水槽に流入する水量を計測する「親メーター」とこの契約に基づき乙が貸与した各戸メーター「子メーター」との水量差が著しく多い場合で、その原因が漏水、その他給水設備の清掃等に使用したと認められるときは、その水量差の料金は乙が負担しなければならない。
- 第5条 乙は、受水槽以下の給水設備の故障、その他の事由により出水不良または断水状態になった時は、すみやかに復旧し、居住者に不便を与えないようにしなければならない。
- 2 乙は、「水道法」及び市の「宮崎市小規模貯水槽水道の維持管理等指導実施要綱」に 基づき、受水槽及び高置水槽の清掃、保守点検を年1回以上定期的に行い、適切な水質 保全、維持管理に努めなければならない。
- 第6条 乙は、この集合住宅等の所有権または管理権を他人に譲渡したときは、すみやかに甲に届け出なければならない。
- 第7条 乙は、乙が市外居住者である場合又は甲が必要と認めたときは、市内に居住する 代理人を置き、この契約に定める事項を処理させるものとする。
- 2 乙は、代理人に変更が生じた場合は、すみやかに甲に届け出なければならない。
- 第8条 甲は、乙がこの契約条項に違反したときは、契約を解除することができる。
- 2 乙は、この契約を解除する事由が生じた場合、甲に解除を申し出ることができる。

集合住宅等の所在地	宮崎市					
集合住宅等の名称				階建		戸
転入、転居の届出管理	責任者			Tel (	_	)
給水設備の管理責任者				Tel (	_	)
建物出入口の施錠	(オートロック等)	有	(暗証	番号		) 無
差水料金請求先	住 氏 名			Tel (	_	)
量水器種別口径個数						
承認番号	年度	<del>-</del> 7	킆			
水栓番号			号			
メーター出庫前検査	年	月	日	検査員	印	
完成年月日	年	月	目			
施工業者名			(T)	EL —		)
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。						
				年	月	日
	崎市鶴島3丁目25 崎市	5 2 番地				
氏 名 宮				印		
(乙) (所有者) 住 所						
氏 電 話					印	
(代理人) 住 所						
任					印	